

[個人情報保護法制の最新動向]

## 2 2021 年個人情報保護法改正の概要

基  
般

小向太郎 中央大学国際情報学部



### 2021 年改正の目的

2003年に成立した個人情報保護法は、我が国の個人情報保護全般に関する基本法である。ただし、個人情報保護法が個人情報の取扱いに関する具体的な義務を定めているのは、民間事業者に対してのみであった。行政機関については「行政機関個人情報保護法」、独立行政法人については「独立行政法人個人情報保護法」、地方自治体については各自自治体の条例が、それぞれ個人情報の取扱いに関するルールを定めており、規制の内容も異なっていた。

しかし、2021年5月21日の改正（デジタル改革関連法による改正）によって、我が国の個人情報保護制度は、官民一体型へと大きく枠組みの転換がなされることになった。この改正は、具体的には、表-1のようなことを実現しようとするものである。

### 官民一体ルールへの転換

改正法によって、個人情報に関するルールが個人情報保護法に集約される。行政機関、独立行政法人、地方自治体に関する個人情報の取扱いについても、原則として改正個人情報保護法が適用され、個人情報保護委員会が所轄することとなる。

行政機関等に対する規制は、行政機関個人情報保護法の規定を引き継いでいるものが多いが、行政機関個人情報保護法になかった規定として、不適正な利用の禁止（63条）、適正な取得（64条）、漏えい等の報告等（68条）外国にある第三者への提供制限（71条）、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（72条）、仮名加工情報の取扱いに係る義務（73条）などが追加されている。なお、国・独立行政法人等・学術研究関係に係る規定（デジタル社会形成整備法第50条）は、2022年4月1日に施行される予定である。

■表-1 2021年改正の主な内容

項目	概要
①官民一体ルールへの転換	個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
②医療・学術分野の規制統一	医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
③学術研究分野に対する規制の精緻化	学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究にかかわる適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
④基本的な概念等の統一	個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

出典：個人情報保護委員会「個人情報保護制度見直しの全体像」[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou\\_gaiyou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf)をもとに作成

また、この改正によって、地方自治体についても、基本的には個人情報保護法の規律を遵守することが求められ、条例で独自の保護措置を規定できるのは、特に必要な場合に限られるようになる。条例を定めたときは、条例を定めたこととその内容を、個人情報保護委員会に届け出る必要がある。現在、全国の地方自治体は、それぞれに異なる個人情報保護条例を定めている。そのため、さまざまな不整合が生じていることが、以前から問題点として指摘されてきた。この改正によって、こうした問題の解消が期待されている。

実際に個人情報保護法による規制を行うためには、ほぼすべての自治体において、すでに制定されている条例等を改正して、個人情報保護法に適合した制度を整備する必要がある。こうした準備期間を確保するため、地方自治体にかかわる規定（デジタル社会形成整備法第51条）の施行期日は、ほかの規定より遅くなる予定である。具体的には、公布の日である2021年5月19日から起算して2年を超えない範囲内で、別途定めることとされている。

## 医療・学術分野の規制統一

従来、医療機関や大学等の学術機関は、国立、公立、民間のいずれであるかによって個人情報保護のルールが異なっていた。同種の業務を行っているにもかかわらず個人情報の取扱いに差が生じるのは不合理であることや、相互に情報を共有しようとする場合などに運用上の支障が生じることが、問題として指摘されていた。

このような問題が生じるのは、国立の医療機関や大学が、個人情報取扱事業者から除外されていたからである。個人情報取扱事業者の定義からは「国の機関」「地方公共団体」「独立行政法人等」「地方独立行政法人」が除外されており、「独立行政法人等」には、国立の医療機関や大学も含まれていた。

2021年改正では、国立の医療機関や大学も、個

人情報取扱事業者としての規制を受けることになった。まず「独立行政法人等」から、国立の医療機関や大学が除外されている（第2条第11項第3号カッコ書きによって、別表第2の法人が除外されている）。また、地方公共団体が運営する医療機関や大学による個人情報の取扱いについても、個人情報取扱事業者と同じ規定が適用となることを定めている（第58条第2項第1号）。これらの改正によって、国公立の病院・大学等には原則として民間の病院・大学等と同等の規律が適用されることになる。

## 学術研究分野に対する規制の精緻化<sup>せいし</sup>

従来の個人情報保護法では、学術研究の目的での利用について、個人情報取扱事業者の義務に関する規定全体の適用が除外されていた。この適用除外は、いうまでもなく学術研究の自由を尊重するためのものである。しかし、この規定があるために、EU一般データ保護規則（GDPR）における十分性認定の対象から外れてしまい、EU諸国との間で共同研究を行う場合などに、情報の共有ができない場合があると指摘されていた。

EUは、十分なレベルの保護と認めた国以外の第三国（いわゆる「十分性の基準」を満たさない第三国）への個人データの移転は、原則として許さないという立場を取っている。日本の個人情報保護制度については、2019年1月23日に、欧州委員会が、十分性を認める決定をしている。しかし、学術研究目的の利用に関しては、この十分性認定の対象にならない。それは、学術研究目的の利用について、一律に個人情報保護法の適用が除外されており、独立した監督機関である個人情報保護委員会の監督対象にもなっていなかったからである。つまり、学術研究の自由を保障するための規定が、国際的な研究の妨げになりかねないという、皮肉なことになっていた。

今回の改正では、一律の適用除外をやめて義務規定の対象とする一方で、利用目的による制限（18



条), 要配慮個人情報の取得 (20 条 2 項), 第三者提供の制限 (第 27 条) といった個別の規定にそれぞれ適用除外を設けて, 学術研究の自由度を確保しようとしている。

## 基本的な概念等の統一

個人情報保護法と行政機関個人情報保護法等では, 制度の根幹的な概念である「個人情報」を始めとして, 用語の定義が異なっているものがあつた。

たとえば, 個人情報については, どちらも, 生存する個人に関する情報であつて, ①当該情報に含まれる氏名, 生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの, または, ②個人識別符号が含まれるものとしていた。しかし, 個人情報保護法が「他の情報と容易に照合することができ, それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む (第 2 条第 1 項)」としていたのに対して, 行政機関個人情報保護法では, 「容易に」の文言がなく「他の情報と照合することができ, それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」としていた。改正法では, 「容易に」の文言を含む個人情報保護法の定義に, 表現が統一されている。

その他, 個人識別符号, 要配慮個人情報, 本人, 仮名加工情報, 匿名加工情報, 個人関連情報についても, 個人情報保護法における定義が採用され, 行政機関等に対する規制でも同じ用語が使われるようになった。

## 今後の課題

2021 年の改正は, 全体としては, 従来の行政機関や独立行政法人に対する規制を, 個人情報保護法に統一することに主眼があり, 行政機関の義務等については, 改正前の行政機関個人情報保護法等の規定を引き継いでいるものが多い。これは, 制度を一

元化して個人情報保護委員会が所轄できるようにすることを, まず優先したためだと考えられる。

なお, 今回の改正では, EU の GDPR に基づく十分性の基準への対応も意識されている。学術研究分野に対する規制の精緻化は, まさにそのための改正であるが, そもそも我が国の個人情報保護制度に十分性が認められているのは, 個人情報保護委員会の監督が及ぶ民間部門の個人情報保護に限られている。法律の所轄を個人情報保護委員会に統一することで, 十分性認定を公的部門についても広げることも, 当然視野に入ってくるものと考えられる。

我が国において, 官民について一本化された新しい個人情報保護制度は, その第一歩を踏み出したところである。行政機関の取り扱う個人情報のルールは現行のもので十分なのか, 個人情報保護委員会が行政機関に対してどのように監督を行うのかなど, ルールの具体的な内容に関する課題は多い。たとえば, 十分性認定の際に EU 側から懸念が表明された法執行機関による個人情報へのアクセスの問題についても, ほとんど議論がされていない。また, 今まで個別に独自の条例を定めていた地方自治体が, 新しい制度にどのように対応していくのかについても, まだ議論が始まったばかりである。

今後は, 個人情報保護委員会が主導して, こうした課題について議論が行われていくことが期待される。今回の改正によって, 個人情報保護委員会の所掌業務が大幅に拡大した。これに対応できる体制の整備が必要であることは言うまでもない。懸案事項の検討や取り組みを行っていくためには, 個人情報保護委員会の体制強化が不可欠である。

(2021 年 12 月 27 日受付)

■小向太郎 (正会員) [komukai@tamacc.chuo-u.ac.jp](mailto:komukai@tamacc.chuo-u.ac.jp)

情報通信総合研究所取締役法制度研究部長, 早稲田大学客員准教授, 日本大学教授等を経て, 2020 年より中央大学教授。1990 年代初めから, 情報化の進展によってもたらされる法制度上の問題をテーマとして幅広く研究を行う。著書として『情報法入門 (第 6 版) デジタル・ネットワークの法律』(NTT 出版, 2022 年), 『概説 GDPR —世界を揺るがす個人情報保護制度』(共著, NTT 出版, 2019 年) など。